

令和 2 年 度  
税 制 改 正 要 望

令和 元 年 8 月  
農 林 水 産 省

## 第 1 農業経営の安定化・農業の構造改革の推進

- 1 認定新規就農者が一定の貸付けを受けて機械等を取得した場合の課税標準の特例措置（5年間、課税標準の1/2控除）の創設（固定資産税）
- 2 農業競争力強化支援法に基づく事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却（機械・装置40%、建物等45%）の対象業種の拡充（所得税・法人税）
- 3 農業競争力強化支援法に係る認定事業再編計画に基づき行う登記の税率の軽減措置（会社の設立・資本金の増加0.7%→0.35%等）の対象業種の拡充（登録免許税）
- 4 中小企業者の欠損金等以外の欠損金の繰戻しによる還付の不適用に係る農業競争力強化支援法に基づく設備廃棄等欠損金の特例措置の対象業種の拡充及び延長（法人税）
- 5 農業経営基盤強化準備金制度（交付金を準備金として積み立てた場合及び同準備金・交付金を活用して農用地等を取得した場合の経費算入）の2年延長（所得税・法人税）
- 6 農林漁業用A重油に対する石油石炭税（地球温暖化対策のための課税の特例による上乘せ分を含む。）の免税・還付措置の3年延長（石油石炭税）
- 7 農林漁業用軽油に対する石油石炭税（地球温暖化対策のための課税の特例による上乘せ分）の還付措置の3年延長（石油石炭税）
- 8 農地中間管理機構への貸付けによる農地の利用の効率化及び高度化の促進を図るための農地の保有に係る課税の軽減措置（貸付期間10年以上で、3年間、課税標準の1/2控除等）の2年延長（固定資産税・都市計画税）
- 9 農地中間管理機構が農用地等を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減措置（2%→1%）の2年延長（登録免許税）
- 10 肉用牛の売却による農業所得の課税の特例措置の3年延長（所得税・法人税、個人住民税）

## 第2 農林水産関連産業の振興等

- 1 卸売市場法の改正に伴う税制上の所要の措置（消費税）
- 2 金融所得課税の一体化（金融商品に係る損益通算範囲の拡大）（所得税）  
【金融庁等2省庁共管】
- 3 第三者への事業承継の促進に資する税制措置の創設（法人税・所得税）  
【経産省等3省共管】
- 4 中小企業・小規模事業者の再編・統合等に係る税負担の軽減措置の2年延長（登録免許税、不動産取得税）  
【経産省等2省共管】
- 5 産業競争力強化法に基づく事業再編等に係る登録免許税の軽減措置（会社の設立・資本金の増加0.7%→0.35%等）の2年延長（登録免許税）  
【経産省等3省共管】

## 第3 農山漁村の活性化・環境対策の推進

- 1 バイオ燃料製造業者が取得したバイオ燃料製造設備に係る課税標準の特例措置（3年間、課税標準の1/2控除）の2年延長（固定資産税）
- 2 省エネ再エネ高度化投資促進税制の拡充及び延長（所得税・法人税）  
【経産省等3省共管】
- 3 再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置（3年間、本来の課税標準額に特例割合を乗じた額を課税標準とする）の2年延長（固定資産税）  
※特例割合（バイオマス発電設備（1万kw以上）の場合）：2/3を参酌して1/2以上5/6以下の範囲で条例で定める割合（わがまち特例）  
【経産省等2省共管】

- 4 公共の危害防止のために設置された施設又は設備に係る課税標準の特例措置（本来の課税標準額に特例割合を乗じた額を課税標準とする）の2年延長〔畜産事業場・食品製造工場等の汚水・廃液処理施設〕（固定資産税）

※特例割合：1/2を参酌して1/3以上2/3以下の範囲で条例で定める割合  
（わがまち特例）

【経産省等3省共管】

## 第4 森林・林業施策の推進

- 1 国有林野の管理経営に関する法律の一部改正に伴う税制上の所要の措置（複数税目）
- 2 （独）農林漁業信用基金が受ける抵当権の設定登記等の税率の軽減措置（0.4%→0.15%）の拡充（登録免許税）
- 3 森林組合の連携手法の多様化に関する税制上の所要の措置（複数税目）
- 4 山林所得に係る森林計画特別控除（収入金額の20%控除等）の2年延長（所得税）
- 5 農林漁業用軽油に対する石油石炭税（地球温暖化対策のための課税の特例による上乗せ分）の還付措置の3年延長（石油石炭税）（再掲）
- 6 省エネ再エネ高度化投資促進税制の拡充及び延長（所得税・法人税）（再掲）

【経産省等3省共管】

## 第5 水産施策の推進

- 1 農林漁業用A重油に対する石油石炭税（地球温暖化対策のための課税の特例による上乗せ分を含む。）の免税・還付措置の3年延長（石油石炭税）（再掲）
- 2 農林漁業用軽油に対する石油石炭税（地球温暖化対策のための課税の特例による上乗せ分）の還付措置の3年延長（石油石炭税）（再掲）

## 第 6 その他

- 1 企業年金等の積立金に対する特別法人税の撤廃又は課税停止措置の延長（法人税、法人住民税）

【厚労省等 6 省庁共管】

- 2 企業年金・個人年金制度等の見直しに伴う税制上の所要の措置（所得税・法人税）

【厚労省共管】